

第三期特定健康診査等実施計画

倉庫業健康保険組合

最終更新日：平成 30 年 02 月 16 日

特定健康診査等実施計画（平成30年度～平成35年度）

背景・現状・基本的な考え方		
No.1	(1) 特定健診の実施率は微増傾向にあるが、健保全体と比較して若干低い (2) 被扶養者の実施率は被保険者と比較してかなり低い	➔ (1) 健診案内等の見直し、発信力の強化を図る (2) 被扶養者の実施率向上 (3) 婦人科健診の充実 (4) 事業主との協働による健診未受診者対策を検討
No.2	(1) 特定保健指導の実施率の向上 (2) メタボリックシンドローム該当者、特定保健指導対象者の減少率が、健保全体と比較して低い	➔ (1) 特定保健指導を受けやすい環境・体制の整備 (2) 特定保健指導の経年対象者への対策 (3) 新たに保健指導対象者となる流入者（悪化者と新40歳）に対する対策の検討 (4) 被扶養者の実施率向上
No.3	(1) 1人当たり医療費は、被保険者は「歯科」、被扶養者は「呼吸器系疾患」が一番高い (2) 1人当たり医療費は、加齢とともに増加し、65歳以上で顕著に増加している	➔ (1) 歯周病・かぜ・インフルエンザ対策 (2) 前期高齢者医療費低減に向けた対策 (3) 60歳以降に増加するがんに係る医療費を抑制するため、40歳代からのがん検診を強化
No.4	(1) 生活習慣病の「糖尿病」、「高血圧症」の1人当たり医療費は、被保険者・被扶養者ともに上位を占め、健保全体と比較しても高い (2) 「人工透析」に係る1人当たり医療費は、健保全体と比較して高く、被扶養者では3倍以上の1人当たり医療費となっている	➔ (1) 生活習慣病は、特定保健指導の介入効果が期待できる疾病のため、特定保健指導の実施率の向上を図る (2) 糖尿病、高血圧を対象とした重症化予防に取り組む
No.5	(1) がんにかかる医療費は、男性では「消化器」、「呼吸器」が上位を占め60歳から増加傾向にある。女性では、「乳房」、「女性生殖器」が上位を占め、40歳代から増加傾向にある	➔ (1) がん検診（リスク検査の導入）の充実により、将来的な医療費を抑制する (2) 婦人科系のがん検診の充実 (3) 被扶養配偶者の健診受診率向上
No.6	(1) 喫煙率が男女ともに全国平均を大幅に上回っている。特に、40歳代の女性の喫煙率が高い (2) 男性の40歳代から50歳代の喫煙率の減少幅は、全国平均と比較して少ない (3) 禁煙事業の参加率が低い	➔ (1) 禁煙事業の案内等の強化 (2) 40歳代の禁煙サポートの強化 (3) 加入者の健康意識、行動変容を促すための効果的な情報提供方法などを検討
No.7	(1) 1人当たり薬剤費は、健保全体と比較して高い	➔ (1) 後発医薬品の使用促進
No.8	(1) メンタル不全による休業は長期間	➔ (1) 加入員のストレスの早期対応と心身状態の悪化を緩和する対策

基本的な考え方	
1.	国民の受療の実態を見ると、高齢期に向けて生活習慣病の外來受療率が徐々に増加し、次に75歳頃を境にして生活習慣病を中心とした入院受療率が上昇している。これを個人に置き換えてみると、不適切な食生活や運動不足等の不健康な生活習慣がやがて糖尿病、高血圧症、脂質異常症、肥満症等の発症を招き、外來通院及び服薬が始まり、生活習慣の改善がないままに、虚血性心疾患や脳血管疾患等の発症に至るといった経過をたどることになる。 このため、生活習慣の改善による糖尿病等の生活習慣病の予防対策を進め、糖尿病等の発症を予防することができれば、通院患者を減らすことができ、更には重症化や合併症の発症を抑え、入院患者を減らすことができ、この結果、国民の生活の質の維持及び向上を図りながら医療費の伸びの抑制を実現することが可能となる。
2.	糖尿病等の生活習慣病の発症には、内臓脂肪の蓄積（内臓脂肪型肥満）が関与しており、肥満に加え、高血糖、高血圧等の状態が重複した場合には、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなる。 このため、メタボリックシンドロームの概念を踏まえ適度な運動やバランスのとれた食事の定着などの生活習慣の改善を行うことにより、糖尿病等の発症リスクの低減を図ることが可能となる。
3.	特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を、的確に抽出するために行うものである。
4.	特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とするものである。

特定健診・特定保健指導の事業計画

1 事業名	特定健診	対応する健康課題番号	No.1, No.4, No.6																					
↓																								
事業の概要		事業目標																						
対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者/任意継続者	特定健診の実施率を上げて、健康状態の把握と疾病の早期発見・治療を促進し、健康維持・増進を図る <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>H30年度</th> <th>H31年度</th> <th>H32年度</th> <th>H33年度</th> <th>H34年度</th> <th>H35年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アウトカム指標 実施率</td> <td>75.4%</td> <td>80.0%</td> <td>82.0%</td> <td>83.0%</td> <td>84.0%</td> <td>85.0%</td> </tr> <tr> <td>アウトプット指標 健診実施促進通知</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>		評価指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	アウトカム指標 実施率	75.4%	80.0%	82.0%	83.0%	84.0%	85.0%	アウトプット指標 健診実施促進通知	100%	100%	100%	100%	100%	100%
評価指標	H30年度			H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度																
アウトカム指標 実施率	75.4%			80.0%	82.0%	83.0%	84.0%	85.0%																
アウトプット指標 健診実施促進通知	100%			100%	100%	100%	100%	100%																
方法	事業主と共同実施 健診案内の事業所への一括送付 (被扶養者については、事業主の協力により、被保険者を通じて対象被扶養者へ案内を送付)																							
体制	東振協、健保連と集合契を締結																							
実施計画																								
H30年度	H31年度	H32年度																						
被扶養者への健診案内用の専用封書（カラーを変更）を作成し、健診案内の認知を図る	組合の健診利用のない事業所の調査と健診実施状況を把握	組合の健診利用のない事業所へ、被保険者の健診結果の情報提供の依頼文書を送付																						
H33年度	H34年度	H35年度																						
40～44歳代の未受診被扶養者への受診勧奨	45～49歳代の未受診被扶養者への受診勧奨	50歳代の未受診被扶養者への受診勧奨																						

2 事業名 特定保健指導

対応する健康課題番号 No.2, No.4, No.6



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者
方法	年1回、11月に事業所に対象者一覧（兼調査票）を送付し、健保事務担当者に参加者のとりまとを依頼 事業所訪問形式による集団面談を実施
体制	保健指導の全国展開が可能な委託先4社と健診機関との連携（1機関）と契約 委託先業者、健診機関、組合保健師により保健指導を実施

事業目標

特定保健指導の実施率を上げることで特定保健指導対象者の割合の減少を目指す

評価指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
アウトカム指標 特定保健指導対象者の割合の減少	22.1%	21.8%	21.2%	20.8%	20.4%	20.0%
アウトプット指標 特定保健指導の実施率	18.5%	20.7%	23.2%	25.4%	27.6%	30.0%

実施計画

H30年度	H31年度	H32年度
スマホのアプリ支援の導入により利便性、経年対象者の実施率の向上を図る 実施通知の見直し	支援期間短縮によるプログラムを実施 実施通知の見直し	実施通知の見直し 健診機関との連携先の増設を検討
H33年度	H34年度	H35年度
年2回、保健指導対象者への通知を実施 健診機関との連携先の増設	年2回、保健指導対象者への通知を実施 健診機関との連携先の増設	年2回、保健指導対象者への通知を実施 健診機関との連携先の増設

3 事業名 簡易生活習慣病健診

対応する健康課題番号 No.1, No.2, No.4, No.6



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：18～74、対象者分類：加入者全員
方法	事業所に健診案内を送付。事業所から受診申込書を提出
体制	被保険者の健診は事業主との共同実施（法定健診） 健診機関：東振協・独自契約により実施 事業所巡回による健診を実施

事業目標

健診の実施率を上げて、健康情状態の把握と疾病の早期発見・治療を促進し、健康維持・増進を図る

評価指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
アウトカム指標 実施率	75.4%	80.0%	82.0%	83.0%	84.0%	85.0%
アウトプット指標 健診実施促進通知	100%	100%	100%	100%	100%	100%

実施計画

H30年度	H31年度	H32年度
法定健診として全ての事業所と共同実施（覚書の締結・公表） 健診一部負担金の見直し 被扶養者への健診案内用の専用封書（カラーを変更）を作成し、健診案内の認知を図る 健診案内の広報を強化	組合の健診利用のない事業所の調査と健診実施状況を把握	組合の健診利用のない事業所へ、被保険者の健診結果の情報提供の依頼文書を送付
H33年度	H34年度	H35年度
40～44歳代の未受診被扶養者への受診勧奨	45～49歳代の未受診被扶養者への受診勧奨	50歳代の未受診被扶養者への受診勧奨

4 事業名 人間ドック

対応する健康課題番号 No.1, No.4, No.5, No.6, No.2



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者
方法	事業所に健診案内を送付。事業所から受診申込書を提出
体制	被保険者の健診は事業主との共同実施（法定健診） 健診機関：健保連・東振協・独自契約により実施

事業目標

健診の実施率を上げて、健康情状態の把握と疾病の早期発見・治療を促進し、健康維持・増進を図る

評価指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
アウトカム指標 実施率	75.4%	80.0%	82.0%	83.0%	84.0%	85.0%
アウトプット指標 健診実施促進通知	100%	100%	100%	100%	100%	100%

実施計画

H30年度	H31年度	H32年度
がん検診（リスク検査・胃内視鏡導入）の充実 健診案内の広報を強化	組合の健診利用のない事業所の調査と健診実施状況を把握	組合の健診利用のない事業所へ、被保険者の健診結果の情報提供の依頼文書を送付
H33年度	H34年度	H35年度
40歳代の未受診被扶養者への受診勧奨	50歳代の未受診被扶養者への受診勧奨	60歳代の未受診被扶養者への受診勧奨

5 事業名

生活習慣病健診

対応する
健康課題番号

No.1, No.4, No.5, No.6, No.2



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：35～74、対象者分類：基準該当者
方法	事業所に健診案内を送付。事業所から受診申込書を提出
体制	被保険者の健診は事業主との共同実施（法定健診） 健診機関：東振協・独自契約により実施

事業目標

健診の実施率を上げて、健康情状態の把握と疾病の早期発見・治療を促進し、健康維持・増進を図る

評価指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
アウトカム指標						
実施率	75.4%	80.0%	82.0%	83.0%	84.0%	85.0%
アウトプット指標						
健診実施促進通知	100%	100%	100%	100%	100%	100%

実施計画

H30年度	H31年度	H32年度
法定健診として全ての事業所と共同実施（覚書の締結・公表）健診一部負担金の見直しがん検診（リスク検査導入）の充実 被扶養者への健診案内用の専用封書（カラーを変更）を作成し、健診案内の認知を図る 健診案内の広報を強化	組合の健診利用のない事業所の調査と健診実施状況を把握	組合の健診利用のない事業所へ、被保険者の健診結果の情報提供の依頼文書を送付
H33年度	H34年度	H35年度
40～44歳代の未受診被扶養者への受診勧奨	45～49歳代の未受診被扶養者への受診勧奨	50歳代の未受診被扶養者への受診勧奨

6 事業名

婦人生活習慣病

対応する
健康課題番号

No.1, No.4, No.5, No.6, No.2



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：女性、年齢：35～74、対象者分類：基準該当者
方法	事業所に健診案内を送付。事業所から受診申込書を提出
体制	被保険者の健診は事業主との共同実施（法定健診） 健診機関：東振協・独自契約により実施

事業目標

健診の実施率を上げて、健康情状態の把握と疾病の早期発見・治療を促進し、健康維持・増進を図る

評価指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
アウトカム指標						
実施率	75.4%	80.0%	82.0%	83.0%	84.0%	85.0%
アウトプット指標						
健診実施促進通知	100%	100%	100%	100%	100%	100%

実施計画

H30年度	H31年度	H32年度
法定健診として全ての事業所と共同実施（覚書の締結・公表）健診一部負担金の見直しがん検診（リスク検査・乳房検査導入）の充実 被扶養者への健診案内用の専用封書（カラーを変更）を作成し、健診案内の認知を図る 健診案内の広報を強化	組合の健診利用のない事業所の調査と健診実施状況を把握	組合の健診利用のない事業所へ、被保険者の健診結果の情報提供の依頼文書を送付
H33年度	H34年度	H35年度
40～44歳代の未受診被扶養者への受診勧奨	45～49歳代の未受診被扶養者への受診勧奨	50歳代の未受診被扶養者への受診勧奨

特定健康診査・特定保健指導								
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	12,900 / 17,100 = 75.4 %	13,680 / 17,100 = 80.0 %	14,020 / 17,100 = 82.0 %	14,190 / 17,100 = 83.0 %	14,360 / 17,100 = 84.0 %	14,530 / 17,100 = 85.0 %
		被保険者	11,200 / 12,700 = 88.2 %	11,400 / 12,700 = 89.8 %	11,300 / 12,700 = 89.0 %	11,400 / 12,700 = 89.8 %	11,500 / 12,700 = 90.6 %	11,600 / 12,700 = 91.3 %
		被扶養者 ※3	1,700 / 4,400 = 38.6 %	2,280 / 4,400 = 51.8 %	2,720 / 4,400 = 61.8 %	2,790 / 4,400 = 63.4 %	2,860 / 4,400 = 65.0 %	2,930 / 4,400 = 66.6 %
	実績値 ※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	530 / 2,860 = 18.5 %	620 / 2,990 = 20.7 %	690 / 2,980 = 23.2 %	750 / 2,950 = 25.4 %	810 / 2,930 = 27.6 %	870 / 2,900 = 30.0 %
		動機付け支援	200 / 1,030 = 19.4 %	260 / 1,076 = 24.2 %	320 / 1,073 = 29.8 %	360 / 1,062 = 33.9 %	400 / 1,055 = 37.9 %	440 / 1,040 = 42.3 %
		積極的支援	330 / 1,830 = 18.0 %	360 / 1,914 = 18.8 %	370 / 1,907 = 19.4 %	390 / 1,888 = 20.7 %	410 / 1,875 = 21.9 %	440 / 1,860 = 23.7 %
	実績値 ※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1) 特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2) 特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

個人情報の保護
1. 当組合が定める「倉庫業健康保険組合個人情報保護管理規定」を遵守する。 2. 当組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。 3. 当健保組合のデータ管理総括責任者は、常務理事とする。またデータの利用者は当組合で特定健診・特定保健指導を担当する職員に限る。 4. 外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

特定健康診査等実施計画の公表・周知
高齢者の医療の確保に関する法律第19条第3項「保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない」に基づき、特定健康診査等実施計画を事業主に通知するとともに、組合ホームページに掲載する。

その他
1. 特定保健指導に係る人材育成・確保 当組合に所属する保健師・保健事業部職員等については、特定健診・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させる。